

# 放送大学学園顧問規程

平成 15 年 10 月 1 日

放送大学学園規程第 1 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日、平成 21 年 3 月 31 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成 15 年放送大学学園規則第 3 号）第 6 条第 2 項に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）の顧問について必要な事項を定めることを目的とする。

## (顧問)

第 2 条 学園に顧問若干人を置くことができるものとする。

2 顧問は、学園の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

## (職務)

第 3 条 顧問は、学園の業務の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行う。

## (身分等)

第 4 条 顧問は非常勤とし、無報酬とする。

## (任期)

第 5 条 顧問の任期は、その発令の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任されることがある。

## (庶務)

第 6 条 顧問に関する庶務は、総務部総務課において処理するものとする。

## (雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、顧問の運用に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 19 年 3 月 30 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 21 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。